休講レポート

２０２１年１２月１５日の講義で説明があった著作権の保護期間に関する知識を生かして、テキストで紹介されている「シェーン事件」と「チャップリン作品事件」とを比較して、両事件において結論を異にした理由を検討し、著作権の保護期間に関する一般的な説明とともに、１０００文字以内で以下に記載してレポートを提出すること。

提出方法は、印刷した上で、次回の講義に持参して提出をするものとする。

レポート記載欄

シェーン事件の最大の争点としては、映画「シェーン」の著作権の保護期間が、当時定められていた50年（1953年〜2003年12月31日）を持って満了するのか。もしくは、2004年1月1日から施行の70年(1953年〜2023年)が適用され、著作権の保護期間中なのかが争点となった。

そもそも、1953年当時は、団体名義で公表された、映画の著作物は、平成15年改正前の著作権法では、著作物の保護期間が公表後50年とされ、2003年まで（2003年12月31日まで）著作権が保護されるものとされていた。ところが、2003年の著作権法改正で映画の著作物の保護期間が原則として公表後70年とされ、改正法は2004年(平成16年)１月１日に施行された。法改正により保護期間の長さが変更される場合は、それぞれの改正法の施行の際、現に著作権が消滅していないもののみが、変更された保護期間の適用を受けることとなっている。

つまり、今回のシェーン事件の場合、映画「シェーン」は、2003年年12 月31日24時の終了をもって著作権の存続期間が満了し、2004年1月1日から施行の著作権の保護期間の延長措置の対象には含まれないと判断された。

一方、チャップリン作品事件の最大の争点は、チャップリンの映画9作品の著作権がすでに消滅しているか否かが、問題となったため、それらの映画の著作者は団体なのか、チャップリンなのか、及び団体名義の公表なのか、著作者の実名での公表なのかが争点となった。

　結論としては、著作者は、「映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」との見解からチャップリンであると判示し、公表名義は、チャップリンが監督である旨が映画中に表示されていることなどから、著作者の実名での公表であると判示した。

これにより、著作者実名での公表であったため、保護期間が、「著作者の死後38年間」が適用される形となった（チャップリンは1977年没なので、2015年までが旧法による保護期間）。結果としては、チャップリンの各映画の著作権の保護期間は満了しておらず、原告の請求が認められた

　先程の「シェーン事件」と今回の「チャップリン作品事件」共に、廉価版DVD販売会社を相手に、著作権侵害を理由に訴訟を起こしたものであったが、著作物の公表名義の違いから、著作権の保護期間に大きな違いがあり、それぞれ違う判決となった。

学籍番号　K19093　　　　　　　　名前　福本光重